

保守委託契約書(案)

委託者：公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と受託者：「」
（以下「乙」という。）とは、次の条項により教育用環境放射能測定システム（以下「装置」という。）の保守業務に関する委託契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が装置の保守点検を実施し、装置を良好な状態に保ち、甲がこれに対する代金を支払うことを目的とする。

（設置場所）

第2条 装置の設置場所は、「公立大学法人福島県立医科大学福島駅前キャンパス」とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（保守サービス内容）

第4条 保守サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 定期点検作業（年1回）
- 二 担当者による基本的な機器取扱説明（必要に応じて）
- 三 仕様書に示す作業

（保守料金）

第5条 保守料金は、金円とする。（うち消費税及び地方消費税の額
円）

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、保守料金に10/110を乗じて得た額である。

3 第1項の保守料金について本契約期間中に端数日数が生じた場合には、その日数に応じて保守料金を日割り計算した額とする。

（業務の報告及び履行確認）

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、その結果を遅滞なく書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告その他の方法により業務内容を確認しなければならない。

（請求及び支払）

第7条 甲は、前条の確認により業務内容が適正であると認め、乙の適法な請求書を受理したときは、翌月末日までに代金を支払うものとする。

2 前項の期間内に甲が支払わなかったときは、乙は請求額に対して遅延日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

（適用除外）

第8条 乙は、装置が次の各号のいずれかに該当しそれが原因で故障した場合には、本契約

にもとづく保守点検の義務を免れるものとする。

- 一 乙の技術職員以外の者による改造、修理、分解又は加工
- 二 乙への連絡なくしてなされた設置場所の変更
- 三 乙指定以外の部品又は乙推薦以外の消耗品の使用
- 四 乙指定の取扱説明書に記載された操作方法以外の方法による使用
- 五 甲の責に帰すべき事由による行為
- 六 火災、天災地変など乙の責によらざる事由
- 七 部品の紛失
- 八 乙の承認を得ずしてなされた乙の取扱製品以外の機器の接続
- 九 その他通常の使用以外の原因による場合

(適用除外項目該当装置の修理)

第9条 前条各号のいずれかに該当し装置が故障した場合において、乙が当該故障の修理を可能と認めたときは、甲は乙に対して修理を依頼することができる。

2 前項により乙が修理を行った場合には、甲は乙に対して保守料金とは別に乙に所定の料金を支払うものとする。

(設置場所の変更)

第10条 甲は第2条の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。この場合、作業の実施は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(委託業務の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、契約の内容を変更し、又は履行の中止をすることができる。

2 前項の場合において、契約金額又は委託期間等の変更があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(故障時の対応)

第13条 乙は、不時の故障により甲から通知のあったときは、乙は、直ちに適切な措置をおこない、その結果を書面により甲に通知し、甲の確認を受けるものとする。

(機密保持義務)

第14条 乙は、委託業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。委託期間終了後及び契約解除後も同様とする。なお、個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙の行った点検整備について、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙はその相手に対し損害を賠償する責を負うものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第16条 乙がその責に帰すべき事由により期限内の業務完了の見込みがないとき、乙は、その事由を付した書面をもって期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の場合において期限後相当の期日内に完了の見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として完了期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により完了期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該完了期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延日数に応じ、完了未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した金額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第17条 天災地変、不可抗力その他乙の責に帰することができない等の事由により期限内に業務を完了することができないときは、乙は、すみやかにその事由を詳記して、期限の延長、又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において甲は、その事由を適当と認めたときは遅延利息又は次条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。

二 乙の委託業務の実施が明らかに著しく不相当であると認められたとき。

三 乙からの契約解除の申し出があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められると

き。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている と認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

六 その他契約を継続しがたい事由のあるとき。

七 前各号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定により契約の全部又は一部が解除されたときは、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず乙の責めに帰すべき事由により第 16 条の規定に基づく完了期限の延長があった場合において、甲が第 1 項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の完了期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの日数に応じ 1 日につき契約金額に政府契約支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを

納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（違約金等の徴収）

第20条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第21条 本契約に定めのない事項並びに契約条項の疑義を生じたときには甲、乙誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市光が丘1番地
氏 名 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 印

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場

合は、当該個人情報に復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。